

教育文化常任委員会

令和5年3月10日（金）

教育文化常任委員会

定例会名 令和5年第1回定例会
招集日時 令和5年3月10日(金) 午後2時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 6名
委員 長 守屋 常雄
副委員 長 鈴木 勝利
委員 黒木 のぶ子
" 柳井 哲也
" 遠藤 憲子
" 池辺 己実夫

出席説明員
教育 長 染谷 郁夫
教育 部長 吉田 茂男
教育委員会次長兼
学校教育課長 川真田 英行
教育企画課長 吉田 充生

議会事務局出席者
書 記 保坂 正博
書 記 椎名 紗央里

令和5年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育文化常任委員会

議案第7号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

午後2時00分開会

○守屋委員長 大変お待たせいたしました。

ただいまから教育文化常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、教育長、教育部長、教育委員会次長兼学校教育課長、教育企画課長であります。書記として、保坂さん、椎名さんが出席しております。

よろしく願いいたします。

本委員会に付託されました案件についてなんですが、

議案第7号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第7号、牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

議案第7号について、提案者の説明を求めます。教育企画課長。

○吉田教育企画課長 教育企画課、吉田です。よろしくお願いいたします。

議案第7号について御説明いたします。

本件は、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、安全計画の策定、自動車を運行する場合の児童の所在の確認及び業務継続計画の策定について定めるとともに、感染症及び食中毒の予防並びに蔓延の防止のための措置を実施するため改正するものです。

以上です。

○守屋委員長 これより議案第7号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 これは、例の送迎においての事故防止等の新たな厚労省の上位法というか、そういうような形で出てきた条例なのか、その辺をまず確認したいと思います。

○守屋委員長 教育企画課長。

○吉田教育企画課長 それでは、経緯について御説明いたします。

令和3年の7月、おとしになります、福岡県において保育所の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事案が発生しました。

保育所等における重大事故が発生する中、令和4年6月に児童福祉法が改正されまして、地方公共団体が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準、これは今回の条例で言いますと児童クラブの基準に関する条例になります。そういった基準のうち、児童の安全の確保に関するものについては国が定める基準に従わなければならないという改正が行われています。これについては、幼稚園とか認定こども園については、学校保健安全法で安全計画の策定

というのが義務づけられているんですが、保育所を含む児童福祉施設等については、安全計画の策定をはじめとする児童の安全の確保に関する事項が明確に位置づけられておりませんでした。それでその事故を受けまして、そういった児童クラブなどのように子供たちが大勢、ある程度の時間集まるような施設についても安全の確保のための計画をつくるべきであろうというような議論が高まりまして、法改正並びに基準の改正に至ったということになります。

その基準については、牛久市のというか地方公共団体で児童クラブを設置する場合には、その基準に倣って各自治体で条例で定めることというふうになっていますので、基準が変わったことによって牛久市の条例も改正するということです。

以上です。

○守屋委員長 ほかにございますか。黒木委員。

○黒木委員 ただいまの御答弁をいただきまして、上位法に準じた形で牛久はこれを牛久に即した形での条例にしたというような形ですか。

従わなければならないという縛りが前よりもきつくやらなければならないんだよというふうな、縛りがきつくなったというような理解をしなければならないのかなと思いますけれども、前はもうちょっと緩やかな感じだったというふうに理解しているんですけれども、やはり今御説明いただいたように、児童福祉法の中でしっかりと少子化という意味合いを込めて、子供の安全、安心ということで、これは児童クラブの中にそういうものも入っているんですか。児童クラブというような文言が出てきた。児童クラブは児童クラブで別途かなと思っていたんですが、児童クラブに類するというかその中にそういう条項というか子供たちの送迎に対してとか、あと給食とかそういうものを別途設けて、附則みたいな形で設けたのかなというふうに今、説明をいただきながら感じたんですが、その辺についてどうなんですか。

○守屋委員長 教育企画課長。

○吉田教育企画課長 黒木委員がおっしゃったように、基本的には国の基準に準じて条例を策定したんですけれども、策定した時点では基準を参酌するという規定になっていました。参酌というのは、必ずしも国と一緒になくてもいいけれども国と違う場合にはある程度の理由づけが必要ですよ。理由があるのであれば国よりも甘い基準でも構いませんが、なるべくなら準じてくださいというようなニュアンスが参酌ということですよ。

ただ、例えば児童クラブをこういう設備が必要ですよとかそういう条項については今までどおり参酌でいいんですが、児童の安全の確保については国に従ってくださいというところですよ。ですので、安全計画をつくりなさいというのは義務です。ですので、来年度、令和5年度中に安全計画をつくっていくことになります。

児童クラブ1か所1か所ごとに、安全基準ですので、例えば避難訓練をいつやるかとか救急対応についての講習をいつやるかというのは、やはり市内の児童クラブといっても場所によってやる時期とかやり方はちょっと違うと思いますので、そういったことについては各児童クラブでつくっていくということになります。

後半部分の御質問については何でしたか。

○黒木委員 質問事項を書いていないので、自分も質問したのにあれなんです。

○守屋委員長 教育部長。

○吉田教育部長 放課後児童健全育成事業というのが児童クラブのことを法律でうたった事業名なので一緒なんです。これは児童クラブのことを言っているというふうに御理解ください。そうですね。ということと、あとバスなんかの話が出てきますが、牛久市の児童クラブではバスは全然運行していないんですけれども、この基準は民間もこの基準に従ってやってくださいという意味になりますので、民間の児童クラブが送迎バスとか運行しておりますので、そういったときに適用になります。そういうふうに御理解いただければと思います。

○守屋委員長 再度、黒木委員お願いします。

○黒木委員 今、部長から御答弁いただいたんですが、これはあくまで市の行為のものだけではなくて民間に対しても適用されますと、従わなければならないというそういう強い縛りの中で子供たちの健全育成というふうに理解してよろしいわけですね。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。遠藤委員お願いします。

○遠藤委員 そうしますと、今の質問の中では、放課後児童健全育成事業というのは牛久の場合は児童クラブを言っているということでもいいんですね。はい。そこに、例えば民間の児童クラブも該当しますよという確認でいいですね。今、課長の安全計画の策定は令和5年度中につくるということと、第12条の次に1条を加えるというか業務継続計画の策定というものもあるんです。これについても同じように5年度中に策定をするというふうなことでいいのかどうか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

それで、今までのところでは、講じなければとあるのは講じるよう努めなければというそういう文言に変わるんですが、この変わることによってどのように市のほうではなっていくのか、ちょっと努めなければならないとなると努力義務というふうに感じる場合もあるんですが、その辺の文言の説明をお願いします。

○守屋委員長 教育企画課長。

○吉田教育企画課長 最初の業務継続計画の策定については、こちらは努力義務です。ですので、つくる、つくらないというか、ある程度裁量があるんですけれども、一応今のところ5年度中につくるようにしたいというふうには考えています。それと、講じるよう努めなければならないというか、その13条についても、こちら努力義務にはなりますが、先ほど申し上げた第12条の2の業務継続計画の策定の中に感染症や食中毒の予防や蔓延の防止の、要するに研修とか訓練、そういった計画も盛り込む予定でおりますので、こちら努力義務にはなりますけれども、そういった計画を立てながら実施していくという考えでおります。

以上です。

○守屋委員長 引き続き、遠藤委員お願いします。

○遠藤委員 そうしますと、努力義務というのは変な話ですけども、つくってもつくらなくても市の判断でというふうになるんですが、今の課長の答弁ですとそういうことではなくて、つくっていく方向にいるという確認をしたいと思います。

基準が改正になったというのが感染症の問題、それからあと子供が置き去りにされる、そういうバスの事故のことで国のほうでもこういうふうになったということでは、実際、民間の児童クラブが例えば自動車を運行するような場合、市としてどこまでその問題について利用者の所在を確認しなければならないとかそういういろんな条例の中にあるんですが、市がどこまで改正によって関与できるというかそういうことができるのか、その辺を伺いたと思います。

○守屋委員長 教育企画課長。

○吉田教育企画課長 先ほど、最初の御質問で業務継続計画の策定等については努力義務であるということですが、今のところを同時にできるかどうか分かりませんが、安全計画をまずつくってから、その後に着手するということになるのではないかなと思いますが、いずれにしても策定する予定であります。ただ、これは予定は予定としてつくるんですけども、実際、安全計画の中で盛り込む情報とかこの業務改善計画の中に盛り込む情報を牛久の児童クラブはもう実際は実務としてはやっています。ですので、現場が新たな負担というわけではなくて、それを要するに、この計画という紙面に見える状態にするという作業かなというふうに考えております。

それと民間については所在の確認です。これは所在の確認というふうな言い方をしていますが、要するにバスの中に取り残されていないかどうかを施設の職員がちゃんと見なさいという趣旨です。ですので、いろいろバスの後部座席にボタンをつけてどうのこうのなんていう機械的な処理を対応するようなことも言われていますけれども、いずれにしても、別に法律ができたからやるのではなくて当然に注意をしなければいけないことですので、これはもう当然のこととして、ただ、今回このバスの中の置き去りについては令和3年の7月に福岡で起きましたが、去年も静岡で起きているわけです。ですので、第6条の3については、静岡があつて新たに追加された文言なんです。ですので、当初これはなかったんです。国としてもちょっと続いているので、改めて注意を喚起するという意味での規定ですので、当然民間にはこういった条項が明文化されていますよということを書いて、注意を促していくというようなやり方をしていきたいと思っています。

以上です。

○守屋委員長 遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 業務継続計画の策定、そこが12条の2ということになっているんですが、第12条というのは何なのか、12条の1というのがあるのかどうか、ちょっとその辺確認をしたいと思います。

○守屋委員長 教育企画課長。

○吉田教育企画課長 これは要するに追加の条文が間に入っているのでそこに入ただけで、いわゆる12条です。虐待等の禁止というのがあります。これは国の基準どおり入っているものですので、1と関連があるかという多少は関連あるんでしょうけれども、特に12条の2にした理由というのは、ごめんなさい、6条の3ですか、12条の2ですよ、12条の2ですので、12条というのは虐待等の禁止という規定がございます。よろしいでしょうか。間に入っただけです。あまり関連ないです。

○遠藤委員 要するに、12条が虐待ということならば、12条の2というのがやっぱりいろいろ

ろと災害発生とかそういうようなことになっているので、その辺の整合性というか、その辺が関連づけてどうなのかというところがあったものだからその辺を伺いたかったんですが、どうでしょうか。

○守屋委員長 教育企画課長。

○吉田教育企画課長 こちらについては関連というのは特にないというか、新たにこの業務継続計画の策定という文言を入れるに当たってどこがいいのかということ、これは国の考えですけども、この12条の次ということなのかなと。ただ、13条に衛生管理というのがありまして、その上という意味なのかなというふうには思っています。

以上です。

○長田委員長 よろしいですか。池辺委員。

○池辺委員 よく分かったんですけども、私がちょっとあまり賢くないのでストレートに聞くんですけども、今までももうこんなやっているんですよ、正直。要するに、改めてこんなのを牛久市でやらなくても全然大丈夫だと私はもう本当に思っています。児童クラブを見に行っても、これはお世辞を言っているんじゃないですよ、染谷教育長の指導の下、きちんと皆さん本当にやられているんで、本当に父兄の方もとても助かっていると、いいし、児童クラブはとても楽しいんだと、本当に今回って言われますから。だから、牛久はもう本当に教育に関してはしっかりやっているからという形で話してあるんですけども、ただ1点ちょっと確認したいのは、民間も含まれているという、やっぱり経営方針とかいろいろあると思うんです。例えばこの部分は口を挟まれたくないとか。そういった中で、市で許認可出すんでしょうから、県とか。もちろん従ってもらわなきゃならないのは分かるんですけども、そここのところの指導や何かというのは何か事故が起こってから行くのでは駄目だと思うんです。例えばこれをやって親御さんたちに周知する、市でやっている児童クラブはいいですよ、民間のところがあるというのは、逆に言えば何か月に1回とかは今も指導に行っているよとか確認しているよというのがあるのかどうか、そこを伺いたいです。今日のこれとはちょっと離れてしまうかも分からないですけども。

○守屋委員長 教育企画課長。

○吉田教育企画課長 民間については、基本的に実は今日の午前中も従業員の方とお会いしてお話をいろいろしているんですけども、その都度その都度お会いして、もしくは先方がこちらに来ていただいて様々な情報公開やそれから補助金も出しますし、全てではないですけども、そういう情報交換もあります。あとは立入検査は条例でも規定がありますので、これは何らかの不祥事等が起こった場合のみですけども、立入検査というのも権利としてはございますので。ただ日常的に様々な情報交換をして、今回の条例の件ももう既にお話ししております。

以上です。

○長田委員長 池辺委員。

○池辺委員 民間のところの、例えば新しくつくったものというのは、もちろん市に提出してもらう形なんですね、策定したもの、分かりました。ありがとうございます。もう答弁はいいです。

○守屋委員長 ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。よろしいですね。続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

ここで執行部の方は退席されても結構でございます。

どうもありがとうございました。

○守屋委員長 それでは、次に付託案件以外の所管事項について、御意見がある方は御発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 御意見がなければ、以上で付託案件以外の所管事項についての意見を終結いたします。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして教育文化常任委員会を閉会いたします。

どうも大変ありがとうございました。

午後2時20分閉会